第 3 次箕輪町男女共同参画計画 2023~2027 年度

(成案)

2023.03

長野県箕輪町

目 次

はじめに	3
第1章 計画の概要	4
1. 男女共同参画の趣旨	4
2. 男女共同参画の基本理念	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画期間	6
第2章 箕輪町の男女共同参画を取り巻く現状と課題	7
1. 国内外の状況	7
(1)「ジェンダー平等」の重要性の高まり	7
(2)生活スタイルの変化への対応	7
2. 箕輪町の状況	8
(1)これまでの男女共同参画推進の取組と展望	8
(2)これから取り組むこと	11
第3章 計画の基本的な考え方	12
1. 目指す姿	12
2. 基本目標	13
3. 施策の体系	14
4. 成果指標	15
第4章 展開する施策の内容	16
基本目標Ⅰ. 誰もが活躍できる社会の仕組みづくり	16
(1)課題と取り組むべきこと	16
(2)目標達成のための役割	17
(3)施策ごとの実施内容	17
基本目標 . 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり	20
(1)課題と取り組むべきこと	20
(2)目標達成のための役割	21
(3)施策ごとの実施内容	21
基本目標Ⅲ.暮らしにおける男女共同・ジェンダー平等意識をもった行動の促進	25
(1)課題と取り組むべきこと	25
(2)目標達成のための役割	26
(3)施策ごとの実施内容	26
実践プロジェクト	29
第5章 推進体制	33
資料編	
1. 箕輪町の男女共同参画の現状と課題	34
(1)意思決定の場における女性割合	
(2)住民意識にみられる性別ごとの偏り	
(3)これから変わる必要のあること	38
2. 用語解説	
3. 男女共同参画の歩み(年表)	
4. 策定までの経過	
5. 箕輪町男女共同参画推進協議会名簿	44
6 - 関連法令等	16

(3	tl	ڗ	Ø.	5(C																																								
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•

箕輪町長 白鳥 政徳

第1章 計画の概要

1. 男女共同参画の趣旨

国は1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」を制定し、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の形成を目指した「男女共同参画」を推進する取組みを進めてきました。

この考えのもと箕輪町(以下、町)は、2011年(平成23年)に「箕輪町男女共同参画推進条例」を施行しました。またこの条例に基づき、2013年(平成25年)には「箕輪町男女共同参画計画」を、2018年(平成30年)には「第2次箕輪町男女共同参画計画」を策定し、性別による不平等な状況の解消や、政策・方針決定への女性参画の拡大に取り組んできたところです。

しかし家庭や地域、職場などでは、依然として不平等・不均衡な状況が残っているとみられます。2020年(令和2年)の新型コロナウイルスの感染拡大では、母子家庭の困窮や女性の非正規雇用率の高さといった、見過ごされがちであった社会問題が顕在化しており、社会における男女格差の解消があらためて強く求められる状況にあります。また近年は、性別の多様性を認める「LGBTQ」、性別に関わらず平等に責任や機会を分かち合える「ジェンダー平等」といった概念が浸透しつつあり、誰にとっても住みやすい地域をつくるために「男女共同参画」の視点は一層重要なものとなっています。

この背景のもと町では、<u>最新の社会情勢や地域課題に対応しながら「男女共同参画」を推進し、性別による不利益や不平等をなくし、社会に参画する機会や担う責任を性別によらず誰もがわかちあえる地域をつくるため、「第3次箕輪町男女共同参画計画」(以下、本計画)を策定しました。</u>

2. 男女共同参画の基本理念

本計画の基本理念を、「箕輪町男女共同参画推進条例」に基づき次のように定めます。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識から生じた社会における制度又は慣行を改善するとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、町における政策又はその他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について対等な役割を果たすとともに、職業生活等社会的活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 男女が互いの性を尊重し、それぞれの身体的な特徴に理解を深めることにより、生涯にわたり心身ともに健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向に配慮すること。

3. 計画の位置づけ

本計画は、国の定める「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」おいて定められた市町村計画であり、「箕輪町男女共同参画推進条例」に規定された「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」となるものです。

国の「第5次男女共同参画基本計画」、長野県の「第5次長野県男女共同参画計画」を踏まえるとと もに、町の定める「箕輪町第5次振興計画」及び町の関連計画との整合性を図り策定しています。

■男女共同参画社会基本法

「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国の社会を決定する最重要課題」と位置づけ、男女の人権を尊重し、責任と利益を分かち合い、性別にかかわりなく社会参画する基本理念を明らかに した法律です。

【1999年(平成11年)制定】

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性がその個性と能力を充分に発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表を事業主(国や地域公共団体、民間企業等※)に義務づけた法律です。 ※常時雇用する労働者が100人以下の民間企業等にあたっては努力義務

【2015年(平成27年)制定】

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV法) 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

【2001年(平成13年)制定】

4. 計画期間

本計画の期間は 2023 年度(令和 5 年度)から 2027 年度(令和 9 年度)までの 5 か年とします。期間中も、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

計画の管理・見直しにあたっては、箕輪町振興計画及び国・県の男女共同参画計画の策定・推進の状況を踏まえ、その最新の内容に沿って行います。

2016 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
(平成 28)	(令和3)	(令和 4)	(令和5)	(令和6)	(令和7)	(令和8)	(令和9)	(令和 10)
	<u> </u>		本計画(第	3 次計画)			(見直し)	第4次計画
箕輪町第		i			(見直し)	第6次計画	<u> </u>	
	国の第5.	次男女共同参	画基本計画の)具体的な取約	目み(※)			
	第5次長	野県男女共同	司参画計画		(見直し)	第6次計画	ū	
		ı		l	ı			,

※国の第5次男女共同参画基本計画では、令和12年度末までの「基本認識」と、令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組み」を定めています。

第2章 箕輪町の男女共同参画を取り巻く現状と課題

1. 国内外の状況

(1)「ジェンダー平等」の重要性の高まり

「ジェンダー」とは、生まれ持った体の性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のことを指し、ジェンダーによって社会に参画する機会や享受できる利益などに偏りがあることは大きな社会問題といえます。2015年に国連総会で採択された「SDGs (持続可能な開発目標)」のひとつにも「ジェンダー平等」が掲げられており、ジェンダーによる不平等や格差の解消は世界的に取り組むべきこととして広く浸透しているところです。

日本では、世界経済フォーラムが算出する「ジェンダー・ギャップ指数 1 」において 146 か国中 116 位 (2022 年) と低い順位になっているなど、いまだジェンダー平等において多くの課題を抱えているのが実情です。

近年は「LGBTQ²」といった言葉に象徴されるように、様々なジェンダーのあり方を認識し、多様なジェンダーによる生き方がしやすい社会をつくっていこうという考え方が広まりつつあります。

こうしたことを踏まえると、社会においては、「男/女だからこうあらねばならない」といったジェンダーによってあり方が規定されることはできる限りなくし、どのようなジェンダーであっても社会に参画したりそこで利益を享受したりできる機会は平等にあるよう努めることは、これまでも、これからも、非常に重要なことだといえます。

(2) 生活スタイルの変化への対応

国および県の最新計画では、それぞれ次のような社会変化への対応を課題と捉えています。

内閣府「第5次男女共同参画基本計画|

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響
- ・人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- ・人生100年時代の到来
- ・働き方改革等に対応した法令や制度の整備
- ・デジタル化社会への対応
- ・女性に対する暴力根絶の社会運動
- ・頻発する大規模災害
- ・ジェンダー平等に向けた世界的潮流

長野県「第5次長野県男女共同参画計画」

(最新の社会情勢を踏まえた新たな視点として設定)

- ・時代の変化を先取りした働き方・くらし方
- ・若者に選ばれる地域づくり
- ・SDG s の理念を踏まえたジェンダー平等の浸透
- ・ダイバーシティ(多様性)の視点

これからの男女共同参画は、こうした社会的な変化、それに伴うひとりひとりの生活スタイルの変化 に対応する形で推進することが求められています。

¹ ジェンダー・ギャップ指数 政治、経済、教育、健康の側面で男性・女性のジェンダーの違いによる不平等がどの程度あるかを評価し、国ごとに比較できるよう指数化したもの。

² LGBTQ レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者)、バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー (性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、クイア/クエスチョニング (性のあり方について特定の枠に属さない人、わからない人) の頭文字をとった言葉。様々な性的マイノリティ (性的少数者) を表す総称として使われる。

2. 箕輪町の状況

(1) これまでの男女共同参画推進の取組みと展望

■課題解決の話し合いや意識啓発が進み、意識の高まりがみられます

- ・町では「第2次箕輪町男女共同参画計画」に基づき、男女平等の視点で地域課題の解決を話し合う 「男女共同参画推進会議(以下、女性活躍井戸端会議)」を設置しており、毎年継続的に、男女を交 えた住民の参加によって、町の課題の掘り下げや解決方法の検討が進められています。
- ・中高生に向けた活躍する女性のロールモデル集「OPEN.」の発行、町内企業への「イクボス・温かボス宣言」の推進、男性の家事育児参加を促す啓発動画、育メンフォトコンテストなど、様々な意識啓発活動が積極的に進められています。



▲女性活躍井戸端会議の様子



▲「OPEN.」の紙面



▲意識啓発動画

■社会とのつながりを希む女性を応援する体制が整ってきています

・子育てと仕事の両立をはかり社会的自立を促すため、女性のための就業相談窓口の設置、再就職応援セミナー、起業セミナーの開催、クラウドソーシングの普及など、様々な支援を行っています。



▲就業相談の様子



▲起業セミナーの様子



▲クラウドソーシング

■これまでの成果と課題

- ・平成 28 年度から令和 3 年度の 5 年間において住民の意識も、「家事・子育て・介護への男性参加に 賛成」の割合は 3.5 ポイント増加、「教育やしつけは性別に応じて行うのがよい」の割合は 9.6 ポイント減少するなど、男女共同参画の理念に沿った意識の高まりがみられます。
- <「家事・子育て・介護への男性参加に賛成」の割合> <「教育やしつけは性別に応じて行うのがよい」の割合>



<審議会等の女性割合等>

・審議会等の女性割合を庁内全体で情報共有するとともに、委員改選時期における女性委員候補者の選 定について、各課からの相談に応じ登用を推進しています。

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
審議会等女性割合	22.5%	24.4%	26.4%	24.8%	26.1%

<女性のための就労支援>

・令和元年6月に開設した女性の就業相談は3年間で延べ402人が利用し、59人の就職につながっています。

	2019 年度	2020 年度	2021 年度
就職者数	17 人	19 人	23 人
女性就業相談利用者数	105 人	129 人	168 人
再就職セミナー参加者数	92 人	188 人	84 人
起業セミナー参加者数	29 人	48 人	44 人

<誰もが働きやすい環境整備>

・町内企業とともに「イクボス・温かボス宣言」の普及に取り組み、誰もが働きやすい町づくりを推進 していいます。

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
イクボス宣言者数	-	33 人	49 人	3 人	6人
イクボスセミナー参加企 業累計	-	20 社	32 社	49 社	54 社

※イクボスセミナー実施状況

- ・H30 ①イクボスから始まる働き方改革 ②『働き方改革』以前に大切なこと ③働き方改革はイクボスから
- ・R1 ①SDGsと男女共同参画社会の形成について ②働ける職場から働きたい職場へ
- ・R2 ①建設業での女性活躍~ワークライフバランスの取組み~ ②男女共同参画の視点からみたま ちづくり
- ・R3 ①イクボスが支える働き方改革~男性育休義務化に向けて~

<町の女性管理職割合>

・性別にとらわれない公正な人事評価に基づき管理職への女性の登用拡大に努めています。

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
町職員課長職女性割合	11.8%	20.0%	20.0%	18.8%	16.7%
町職員係長職女性割合	31.0%	42.0%	42.9%	28.9%	30.8%

<ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備>

・子どもを安心して産み育てられるよう仕事と子育ての両立支援策の一環として、保育園や放課後児童 クラブの整備を進め、子育て環境の充実を図っています。

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
町男性育休取得率	12.5%	0%	0%	0%	50%
保育園待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人
合計特殊出生率	1.64	1.70	1.69	1.42	1.70

※合計特殊出生率(2017→2021)長野県 1.56→1.44、国 1.43→1.30

(2) これから取り組むこと

意識啓発の取組みを通じて男女共同参画への理解や意識は徐々に高まっていますが、意思決定の場における女性割合や住民アンケートによる意識をみると男女間での偏りが多くあり³、暮らしの中では性別による不平等・不均衡は依然として残っています。

男女共同参画の意識の高まりがある一方、具体的な偏り・格差の解消はまだこれからという状況です。 加えて、近年のジェンダー平等の浸透や生活スタイルの変化も踏まえ、これから取り組むべき男女共同 参画推進上の主な課題は以下のように考えられます。

1) 意識を高めるだけでなく、行動や慣習を変える「具体的変化」

- ・町では、近年の意識啓発の取組み等によって、「男女共同参画」の意識の高まりがみられますが、暮らしの中での役割や待遇などには依然として男女間の格差があります。
- ・これらを解消するには、意識を変えるだけでなく、家庭、職場、地域活動など暮らしの具体的な場面における実際の行動や、社会の仕組み・慣習などを変えることが求められています。

2)様々な主体や個人が、個々の場面に応じたアプローチを実践する

- ・家庭、職場、地域活動、教育など個々の場面において変化を促すには、全般的な意識啓発だけでな く、それぞれの場面で適切なアプローチをとることが重要です。
- ・アプローチには、「町が主導すべきこと」「住民や企業が主体的に取り組むこと」「様々な地域主体が 協働してあたるべきこと」などがあり、様々な主体や個人の参画が必要です。

3)変化する生活環境において、多様な生き方が尊重される地域にする

・「住み続けたい」と思える町であり続けるには、近年の社会潮流や暮らしをとりまく環境の変化に応 じながら、性別をはじめとする様々な特性や社会的立場に関わらず、誰もが、多様な生き方を尊重 される地域であることです。

 $^{^3}$ こうした箕輪町の男女共同参画の課題については、本計画巻末の「資料編」に詳しく示しています。ここではその結論部分を述べています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 目指す姿

これまでの取組みを通じて培ってきた男女共同参画意識の高まりを背景に、町民のひとりひとりが自分ごととして具体的な偏り・格差の解消を図る「実践」の段階へ進めます。このことによって、近年の国際的潮流や生活スタイルの変化も踏まえた、誰にとっても暮らしやすく生きやすい魅力的な地域をつくります。

この考え方のもと、これから町が男女共同参画の推進を通じて目指す姿を、以下のように定めます。

【目指す姿】

誰もが暮らしやすく生きやすい地域を、 ひとりひとりの力でつくるまち

●性別によらず、あらゆる人がその生き方を尊重されている

家庭、職場、地域など暮らしの様々な場面において、性別をはじめ、色々な特性や社会的立場 によって生き方が規定・制限されることがなく、多様な生き方が尊重されている地域

●ひとりひとりが「実践」している

町に暮らすひとりひとりが、ジェンダー平等など「男女共同参画」の考え方を理解するととも に、住民・企業・行政などな地域主体が、暮らしのなかで実際にその考えにもとづく行動をと ろうと努めている地域

2. 基本目標

本計画では、5年間で推し進めていくべきことを、以下の3つの基本目標として定めます。

基本目標 | 誰もがともに活躍できる社会の仕組みづくり

政治、仕事、地域活動など、様々な社会活動に参画したいと思うとき、性別によってその機会に不平等がある状況をできるだけ是正するとともに、社会活動において担うべき責任も均等に担えるよう図り、誰もが自分の意思にそって社会で活躍できるよう促します。また、誰もが活躍できる社会環境をつくっていくため、意思決定の場における男女の割合の偏りの是正を働きかけていきます。こうした取組みによって、地域の活力を伸ばし、住みたい/住み続けたいと思える魅力的な地域づくりにつなげます。

基本目標 II 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

近年のわたしたちの暮らしは、新型コロナウイルスの感染拡大や大規模災害の頻発など、大きな 危険に脅かされています。また家族や配偶者からの暴力 (DV)、景気の悪化や働く環境による貧困 といった社会問題もいまだ根強くあります。

暮らしを取り巻く危険や社会問題による影響が、特定の性別や、社会的に弱い立場の人々に偏る 状況は、結果的にあらゆる人にとっての安全・安心を脅かすことにつながります。そこで地域とし て、危険や社会問題の影響が特定の人々に偏らないよう努め、地域に住む誰もが安全・安心に暮ら せる環境をつくります。

基本目標||| **暮らしにおける男女共同・ジェンダー平等意識をもった行動の促進**

家庭、職場、地域など様々な場面において、性別によって選択肢や役割が規定される場面がまだ 多く残っています。この状況を変えるには、暮らしの中でひとりひとりが、そのための行動を実践 していかなければなりません。

性別による不平等や不均衡は、それを被っている立場だけが気づいている(他方はそうした 不平等・不均衡があることそのものに気づかない)という状況が生まれやすいため、行動を促すために、適切な知識を伝える教育・啓発に取り組みます。またその上で、暮らしにおける個々の場面で具体的にどのような行動が求められるのかを明確化したり、そうした行動がとれているかチェックできるツールや機会を提供したり、積極的に行動している事例をロールモデルとして紹介するなど、意識だけでなく実際の行動を促します。

3. 施策の体系

以上の基本目標を果たすため、本計画では5年間にわたり以下の施策を推進します。

基本目標	施策	事業内容
		・議会、審議会等における女性登用の促進
	1) 意思決定の場への女性	・地域活動における女性参画のしやすい仕組みづくりの検討
	参画の拡大	・職場における女性管理職登用の促進
誰もが活躍		・ワークライフバランスの向上
できる社会 の仕組みづくり	2) 歴史も思わず社会会活	・就労中の子育てや介護に関する支援の充実と周知
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	・多様な働き方のための情報提供と環境整備
	躍しやすい環境づくり	・積極的な企業の活動紹介や後押し
		・誰もが活躍しやすい地域としての内外へのプロモーション
	1)誰もが健康で過ごせる	・生涯にわたる健康のための支援
	ための支援	・性と生殖に関する健康と権利の意識啓発
	2) 田本井同垣占衣の陸巛	・防災政策への男女双方の視点の反映
П	2)男女共同視点での防災	・地域防災活動における男女共同参画推進
誰もが安全・		・暴力・ハラスメント行為根絶のための意識啓発
安心に暮ら	3)暴力の根絶	・被害を受けた人への支援・相談体制の充実
せる環境づ		・声をあげにくい人のための相談窓口の多様化
< り		・社会的な孤立を防ぐ意識醸成
	4)貧困など生活上の困難	・問題を抱える家庭やそうした家庭にいる子どもの状況把握
	への支援	と支援・相談体制の充実
		・生活に困窮する人に対する支援情報の周知
		・家庭における役割分担に性別による偏りをなくすためのツ
		ールやチェックリスト等の提供
	1) 日常の暮らしにおける	・男性の家事、子育て、介護等への参加の促し
''' 暮らしにお	行動や慣習への気づき・	・子どもの性別による悩みに対する情報提供・相談対応
はる男女共	変化の促し	・職場や地域活動におけるジェンダー平等に基づいた行動変
同・ジェンダ		容の促し
一平等意識		・誰もが参加しやすい地域活動の仕組みの改善に向けた啓発
ー 千寺 息職 をもった行	 2)教育における男女共同	・児童・生徒に向けたジェンダー平等教育の推進
動の促進	の意識・行動の浸透	・保育士や教員に向けた教育内容や進学・就職等におけるジ
		ェンダー平等のための研修
	3)地域全体としてのジェ	・理念の浸透に向けた講演会・イベント等の実施
	ンダー平等の意識醸成	・既存のイベントや集会などの機会を活用した理念の浸透

実践プロジェクト	基本目標ごとに、男女共同参画に求められる具体的な変化を促すための「実
夫成ノロンエグト	践プロジェクト」を実施し、各施策の推進を後押しします。

4. 成果指標

施策の成果については、以下の指標により把握します。

基本目標	施策	成果指標	基準値	目標値
			(2022 年度)	(2027年度)
		町議会における候補者の女性の 割合	13.3%	35%
	1) 意思決定の場への女性 参画の拡大	町審議会等委員に占める女性の 割合	27.2%	40~60%内
誰もが活躍 できる社会		各役職段階に占める女性の割合	課長職 16.7%	課長職:22%
の仕組みづ		【女性の職業選択に資する情報公表】	係長職 44.0%	係長職:向上
< b	2)性別を問わず社会で活	25~44 歳女性の就業率【国勢調査】	80.0%	向上
	躍しやすい環境づくり	町職員の育児休業取得率(性別)	女性 100%	女性: <mark>維持</mark>
		【女性の職業選択に資する情報公表】	男性 50%	男性:向上
	1)誰もが健康で過ごせる ための支援	取組み6「安心して医療が受けられる医療体制づくり」満足の割合 【住民満足度調査】	59.4%	向上
 誰もが安全・	2)男女共同視点での防災	消防団における女性割合	9.6%	向上
安心に暮らせる環境づ	2) 为女共问忧思 5 0 的灭	町防災会議の委員に占める女性の 割合	16.7% (2021 年度)	20%
< 1)	3)暴力の根絶	困り事相談窓口を知っている知っ ている割合【地域福祉計画アンケート】	39% (2019 年度)	50%
	4)貧困など生活上の困難への支援	助けを求めることができる割合【地域福祉計画アンケート】	89.9% (2019 年度)	96%
	1)日常の暮らしにおける	家事を担う役割における「主に妻」 の割合【男女共同参画意識調査】	(未実施)	20%
	行動や慣習への気づき・変	「両親学級」への父親の参加割合	34.9% (2021 年度)	向上
り っ ラ ス ス に ジェンダ ー 平 等 意識		地域活動に参加する男性と女性の 割合の差【男女共同参画意識調査】	20.2 ポイント	15 ポイント
をもった行 動の促進	2)教育における男女共同の意識・行動の浸透	教員·保護者に向けた研修ののべ参 加者数	(未実施)	50 人
33 - NCX	3)地域全体としてのジェンダー平等の意識醸成	性別で役割を固定する考え方を肯定 する人の割合【男女共同参画意識調査】	(未実施)	20%

第4章 展開する施策の内容

基本目標 I. 誰もが活躍できる社会の仕組みづくり

(1)課題と取り組むべきこと

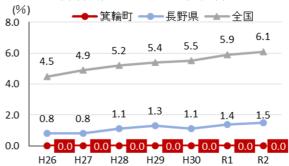
我が国では、議会議員(政治)や自治会区長(地域活動)など様々な場面で「意志決定の場」にいる女性の割合が低いことが課題となっています。町もこの傾向があり、町議会議員に占める女性割合は、直近は全国平均・長野県平均より低い水準で推移しており、地域活動でも、自治会長(区長)となる女性はゼロの状態が続いています。こうした状況では、女性が男性に比べて地域活動等において活躍する機会が少なくなる恐れがあり、実際に町では地域活動に「参加していない割合」は女性が男性より高く、地域活動の内容や活動時間が女性に参加しにくいものになっていることが懸念されます。

この状況を改善するため、本計画では意志決定の場への女性参画を、議会や地域活動など様々な場面で拡大します。併せて、家事・子育て・介護など性別に関わらず誰もが担うべき無償家事労働を担いながら社会で活躍できるよう、支援・仕組みなどの環境づくりに取り組みます。

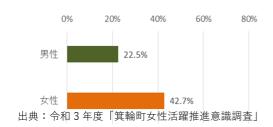




<自治会長に占める女性割合>



<地域活動に参加していない割合(単-回答)> <地域活動の方針決定における女性参画の状況(単-回答)>



■そうである
■そうではない
■わからない 区・公民館やPTAの責任ある役職は ほとんど男性である 21.9% 女性自身が責任ある役職につくことに 消極的である 32.0% 力仕事は男性、接待は女性と 決まっている 32.7% 26.0% 区・公民館やPTAの会長は男性と 37.2% 28.99 役職や組織の運営事項は男性だけで 決めている 実際の仕事は妻がしているのに、 名義は夫になっている 44.2% 26.9% 女性が責任ある役職につこうとすると、 男性や他の女性から反対される 39.6% 41.7% 地域の共同作業に女性が出た場合 1人前とみられず差額金が発生する 45.7% 45.7%

(2)目標達成のための役割

基本目標達成のために、地域の各主体が主に以下に示す役割を担い、施策推進を後押しします。

住 民	・政治、職場、地域活動などで、性別で役割を固定化しない意識をもつ
地域団体	・家事、子育て、介護などを担いながら参加しやすい地域活動の見直し
地域凹件	・地域活動の意志決定の場に女性が参画しやすいように慣習・ルールの見直し
企業	・女性管理職の積極的な登用
止未	・ワークライフバランスの推進、誰もが働きやすい職場環境の整備
	・働き方等について性別による固定化を解消するための児童・生徒への啓発
教育機関	・家庭内の性別的役割分担解消するための児童・生徒への意識啓発
	・進路や就学先の選択において性別により機会が制限されないための配慮・相談支援
	・議会や企業等での女性登用のための目標設定、その達成に向けた広報啓発
 行 政	・役場管理職や審議会等への積極的な女性登用の推進
1」 以	・役場のワークライフバランスの促進
	・誰もが活躍しやすい地域としての内外へのプロモーション

(3) 施策ごとの実施内容

基本目標達成に向けて、以下の施策を推進します。



施策1 意思決定の場への女性参画の拡大

議会、審議会、自治会(地域活動)、職場など様々な場面における意志決定の場へ、女性が参画しやすい状況をつくり、その割合を拡大することで、男女比の偏りの解消に努めます。

事業	内容	担当課
	・議員の女性割合を増やすことの重要性の広	
議会、審議会等における女性	報啓発に取り組みます。	議会事務局
登用の促進	・町の主催する審議会等へ積極的に女性を登	企画振興課
	用し、男女比が偏らないよう努めます。	
	・自治会や PTA など様々な地域活動におい	
	て、家事・子育て・介護などを担いながら	
	参加するにあたってどのような問題があ	
地域活動における女性参画の	るかをアンケート・ヒアリング等で把握	企画振興課
しやすい仕組みづくりの推進	し、問題点を整理します。	上四派兴味
	・誰もが参画しやすい地域活動に向けて、活	
	動内容や時間などを見直すための検討の	
	場の運営や勉強会の開催を行います。	

職場における女性管理職登用の促進

施策 2 性別を問わず社会で活躍しやすい環境づくり



家事、子育て、介護など家庭で担うことと、仕事をはじめとする社会活動とが両立しやすいよう広報、仕組みづくり、支援の充実などに取り組み、性別を問わず誰もが社会で活躍しやすい環境づくりを推し進めます。

事業	内容	担当課
ワークライフバランスの向上	・仕事と家庭の両立を促すために広報誌、Web コンテンツ等を通じた啓発・意識醸成に取り組みます。 ・子育てや介護のための休暇を取得しやすくするなど企業の社内制度改善を促し、情報提供や研修などで改善を支援します。 ・「家庭の日」など仕事時間短縮につながる町内キャンペーンを企画・実施します。 ・役場男性職員の育休取得を進めます。 ・役場職員全体の時間外勤務時間の削減に努めます。	企画振興課商工観光課
就労中の子育てや介護に関す る支援の充実と周知	・働きながら子育てや介護をする際に必要と なるサービスの運営・充実と、そうした情 報の周知に取り組みます。	子ども未来課 福祉課
多様な働き方のための情報提 供と環境整備	・冊子や HP 等を通じて、リモートワーク、 時短勤務、フレックス勤務など多様な働き 方についての情報提供を行います。 ・リモートワークに必要な備品の購入等、多 様な働き方実現に要する DX 推進を支援 し、企業負担を軽減します。	企画振興課商工観光課

積極的な企業の活動紹介や後 押し	・ワークライフバランス推進や多様な働き方の実現などに積極的に取り組む町内企業の取組みを HP や広報誌等で紹介するとともに、企業向けの説明会等で活用します。	企画振興課
誰もが活躍しやすい地域とし ての内外へのプロモーション	・町のジェンダー平等の考え方や、男女共同に関連する取組み内容・成果等を町内外へ積極的に紹介し、町外からの移住促進や町内の意識醸成・若者の町外流出の抑制につなげます。 ・併せて移住支援の情報提供や支援制度の充実を図り、誰もが活躍しやすい地域であるプロモーションを行い、定住人口の増加につなげます。	企画振興課みのわの魅力発信室

基本目標Ⅱ.誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

(1)課題と取り組むべきこと

感染症の拡大や災害の激甚化といった環境問題から、景気の悪化や誰もが働きやすい就労環境が整っていないこと等による困窮といった社会問題、さらに家族やパートナーからの暴力(DV)など、私たちの暮らしの安全・安心は様々なものに脅かされます。そうした問題の影響が特定の性別や、社会的に弱い立場の人々に偏ることがないように、不断の注意を払わなければなりません。国の第5次男女共同参画基本計画では、近年その新しい課題が顕在化しており、誰もが暮らしやすい地域をつくるには、こうした新しい課題に対応することが重要としています。

内閣府「第5次男女共同参画基本計画」の整理による現状の課題(再掲)

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響
- ・人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- ・人生100年時代の到来
- ・働き方改革等に対応した法令や制度の整備
- ・デジタル化社会への対応
- ・女性に対する暴力根絶の社会運動
- ・頻発する大規模災害
- ・ジェンダー平等に向けた世界的潮流

同計画では、推進する 11 分野の施策のうちの 4 施策をこうした問題に対応するものとして定めており、健康を第一に考えた上での生殖や子どもを産む・産まないの判断に関する権利の理解を促すこと、防災に女性の視点を適切に盛り込み避難所などの設備や備品などで困難が生じないようにすることなど、具体的な取組みを進めるとしています。

安全・安心な暮らしのために必要な取り組み (内閣府「第5次男女共同参画基本計画」の推進する全11分野より該当分野を抽出)

- ・女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重
- ・生涯を通じた健康支援
- ・防災・復興等(における女性視点の導入)

町では、「健康で過ごせること」「災害による被害を防ぎ抑えること」「暴力にさらされないこと」「貧困などの生活上の困難への最低限の保障・支援が受けられること」という4つの視点で、これらが性別に関わりなく誰もにとって享受できるものになるよう努めます。

こうした問題の影響が特定の立場に偏らないようにすることで、町に住む誰もが安全・安心に暮らしていける地域づくりを推し進めます。

(2)目標達成のための役割

基本目標達成のために、地域の各主体が主に以下に示す役割を担い、施策推進を後押しします。

住 民	・近隣や地域活動などで支援を要する人がいた場合の相談窓口への相談
	・社会福祉協議会や民生委員等をはじめ困難を抱える人との接点をもつ団体が中心とな
地域団体	った、支援情報の提供、相談窓口等への相談
	・地域防災活動等への女性視点の導入
企 業	・ハラスメント行為根絶のための社内教育や制度運用
教育機関	・誰もが持つ基本的な権利や知っておくべき支援・相談窓口等についての教育
	・健康支援や困難を抱える方の相談など、住民のセーフティネットとなる各種事業及び
 行 政	相談窓口の充実と周知
1」 以	・防災・減災対策事業の充実
	・健康や安全が脅かされないよう地域全体に対する啓発、意識醸成の促進

(3) 施策ごとの実施内容

基本目標達成に向けて、以下の施策を推進します。

施策1 誰もが健康で過ごせるための支援



誰もにとって心身ともに健康で過ごせるための支援を充実させるとともに、特に妊娠・出産といった、女性が抱える身体的な変化やその周囲を取りまく環境的変化により健康が脅かされることのないよう周知や意識啓発に取り組みます。

事業	内容	担当課
生涯にわたる健康のための支援	・妊娠、出産、子育てから老後まで、ライフステージに応じた健康の維持・向上のための健康診断や相談支援、健康教室等の制度を充実させます。 ・特に女性にあっては、妊娠、出産等により孤独を感じることのないよう、心の健康状態に配慮し自殺予防に努めます。・様々な支援制度や教室等の情報を、町内関連部署、医療機関、教育機関等と連携しながら周知します。	健康推進課 子ども未来課 学校教育課

	・妊娠出産に関わる生殖についての健康や権	
	利について、冊子や HP 等を活用して住民	
性と生殖に関する健康と権利	に広く周知し、権利が守られるよう意識啓	健康推進課
の意識啓発	発に取り組みます。	学校教育課
	・予期しない妊娠や不妊などに対する相談や	
	支援情報の提供を行います。	

施策 2 男女共同視点での防災





行政の進める防災政策や、住民主体で行われる地域防災活動において、その意志決定の場や現場での実施に関わる場面で男女に偏りが出ないよう配慮し、特に不足しているとみられる女性視点を積極的に導入できるよう、女性の参画を促していきます。

事業	内容	担当課
	・水害、土砂災害をはじめとする様々な自然	
	災害に備える防災計画の策定や推進に関	
	わる女性の割合を増やし、男女双方の視点	
防災政策への男女双方の視点	を反映させます。	総務課
の反映	・地域防災会議等に参画する女性を積極的に	松纷赤
	増やし、女性や社会的マイノリティに対し	
	て求められる配慮を検討し、避難所等の施	
	設・設備を整える取組みに活かします。	
	・消防団の活動や、自治会で行う避難訓練・	
	避難所の整備等に対し、参画する性別が偏	
	らないよう配慮し、こうした活動に女性や	
サはは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	子ども等が積極的に参加しやすいよう広	
地域防災活動における男女共同参画推進	報や現場への働きかけを行います。	総務課
	・消防団や自治会等を対象とした研修等の機	
	会を提供し、活動に女性視点を組み込む重	
	要性や求められる配慮等についての知識	
	を普及させます。	



施策3 暴力・ハラスメント行為の根絶

暮らしにおいて様々な場面での暴力・ハラスメント行為を見逃さず、これを根絶しようという意識 啓発を町内全体で継続していくと共に、被害を受けた人を適切に支援できるよう、体制の充実や周知 に努めます。

事業	内容	担当課
	・恋人間での DV (デート DV)、家庭内での	
	暴力や虐待、職場や地域活動でのハラスメ	企画振興課
暴力・ハラスメント行為根絶	ント行為、性犯罪など、暮らしの様々な場	福祉課
のための意識啓発	面での暴力・ハラスメント行為根絶に向け	子ども未来課
	てポスター、冊子、動画等による意識啓発	学校教育課
	に取り組みます。	
	・部署や機関を横断した総合窓口の検討な	
	ど、被害を受けた人への支援・相談体制を	
 被害を受けた人への支援・相	充実させるとともに、支援・相談情報の周	福祉課
談体制の充実	知に努めます。	子ども未来課
	・二次被害の防止に向け、被害者への適切な	学校教育課
	対応がとれるよう関係機関の職員等に対	
	する研修・情報提供を行います。	
	・暴力・ハラスメント行為に悩む人や、虐待	
 声をあげにくい人のための相	を受けている子どもなど、声をあげにくい	福祉課
談窓口の多様化	人ができるだけ相談しやすいよう、窓口・	子ども未来課
	電話・インターネットなど多様な方法で相	学校教育課
	談に応じられる体制を整えます。	









施策4 貧困など生活上の困難への支援

生活上の困難を抱える人が社会的に孤立することのないよう、気軽に頼ったり相談できる機運醸成に努めると共に、支援体制の充実に取り組みます。また、そうした支援・相談の情報が届きにくい層に対しては、個別訪問などのアプローチによって、孤立を防ぐよう努めます。

事業	内容	担当課
社会的な孤立を防ぐ意識醸成	・様々な広報手段を用いて、ひとり親家庭、 移住者、外国人、性的マイノリティといっ た人々が社会的に孤立しないよう、気軽に 人や支援機関を頼ったり声がけしたりす る意識醸成に取り組みます。 ・特に女性にあっては、妊娠、出産等により 孤独を感じることのないよう、関係部署間	企画振興課 福祉課 子ども未来課 学校教育課
問題を抱える家庭やそうした 家庭にいる子どもの状況把握 と支援・相談体制の充実	で情報共有を図ります。 ・経済的、身体的、精神的など様々な問題を 抱える家庭やそうした家庭にいる子ども の状況をできるだけ把握し、適切な支援が できるよう、関係機関と連携した情報共有 や相談体制の充実に努めます。	福祉課 子ども未来課 学校教育課
生活に困窮する人に対する支 援情報の周知	・各種の経済支援制度を周知するとともに、 町内の相談窓口や支援機関と連携して生 活に困窮する人に向けた個別訪問や連絡 による情報提供を行います。	福祉課 子ども未来課 学校教育課

基本目標Ⅲ. 暮らしにおける男女共同・ジェンダー平等意識をもった行動の促進

(1)課題と取り組むべきこと

町では男女共同参画のための意識醸成が進んでいますが、実際に性別による格差を解消するには意識だけでなく、地域に住むひとりひとりが行動を変える必要があります。例えば、意識調査から「女性が働き続けることの妨げになっているもの」を聞くと、「育児」「家事」「介護」といった家庭の役割についての意見が多く、さらに「家庭内での意識」「社会保障」「職場環境」それぞれで問題があるとする意見があげられています。つまり、同じ家庭にいる人、職場にいる人、地域にいる人など、関わり合う多くの人が行動を変えなければ、格差解消につながらないと考えられます。

住民アンケートや女性活躍井戸端会議の意見でも、意識啓発だけでは、実際の暮らしにおける行動 や仕組みを変えるにはことが難しいという意見が多く出ています。

<女性が働き続けることの妨げになっているものは何か(複数回答)> ■男性(n=155) ■女性(n=184) 40 20 60 80 (%) 76.1 育児負担 54.8 家事負担 47.8 21.3 家族の介護 17.4 28.8 家庭内での 家族の協力が得られない 意識 13.5 配偶者・パートナーの理解が得られない 社会保障 社会保障の不備 32.9 27.1 32.6 職場に支援する制度、雰囲気がない 職場環境 7.7 育児休業を取れそうにない 勤務時間があいそうにない 8.4 3.2 3.8 出典:令和 3 年度「箕輪町女性活躍推進意識調査」

<男女共同参画の理解が浸透したとしても、変えることが難しいこと>

住民アンケ ートでの意 見	・働きながら家事や育児をすることが難しい状況では、男女共同参画は難しい。 ・地域活動は仕事量が多すぎて、家事や育児をやりながらではとてもできない。 ・男女共同参画を一部の「意識の高い人」だけで進めようとしても、暮らしの中の 慣習は変わらないように思える。
	・女性が管理職を断る理由は「仕事と家庭の両立が困難」であり、問題は家庭の負
女性活躍井	担が重いこと。意識だけの問題ではない。
戸端会議で	・町の地域活動が、そもそも女性が入りやすい仕組みや環境になっていない。
の意見	・女性活躍井戸端会議で意識の高まりは感じるが、それだけでは地域を変える具体
	的活動になかなかつながらない。

出典:令和3年度「箕輪町女性活躍推進意識調査」自由記述及び令和3年度女性活躍井戸端会議実施記録をもとに再構成

このことから、性別による格差解消は、性別・年代・社会的立場に関わらず、地域に住むひとりひとりが自分ごととして捉え、日々の暮らしの中で行動に反映していくことが求められるといえます。 町ではこの考えのもと、家庭・職場・地域活動など暮らしにおける具体的な場面を想定し、そこでのひとりひとりの行動を変えるような情報提供や啓発活動に取り組みます。またこのことと並行して、男女共同参画やジェンダー平等といった理念の浸透や理解促進を継続的に行います。

(2)目標達成のための役割

基本目標達成のために、地域の各主体が主に以下に示す役割を担い、施策推進を後押しします。

<i> </i>	・暮らしの中での性別による不均衡・不平等への気づき
住民	・家事、子育て、介護などが家族内の特定の人に偏らないよう互いに役割を担う
地域団体	・地域活動等での性別による不均衡・不平等への気づき、仕組みの改善
企 業	・日々の仕事内容や日常的な会話などでの性別による不均衡・不平等への気づき、改善
行 政	・暮らしの具体的な場面ごとの気づきや行動変容の啓発
1」 以	・男女共同参画やジェンダー平等の理念の浸透、理解促進、考える機会の提供
教育機関	・教育における男女共同意識の浸透

(3)施策ごとの実施内容

基本目標達成に向けて、以下の施策を推進します。







施策1 日常の暮らしにおける行動や慣習への気づき・変化の促し

家庭・職場・地域活動など暮らしにおける具体的な場面において、性別による不均衡・不平等に対する気づきを促すとともに、これを是正するための行動の変化を促し、具体的な男女格差の解消を推進します。

事業	内容	担当課
家庭における役割分担に性別 による偏りをなくすためのツ ールやチェックリスト等の提 供	・家事、子育て、介護など家庭で担うべき役割を可視化するためのツールやチェックリストなどを、子育て教室など様々な場面を通じて提供し、実際の行動変容を促します。	企画振興課
男性の家事、子育て、介護等への参加の促し	・料理教室、子育て教室などによって、男性が家庭内での役割を増やせるよう支援します。 ・積極的に家庭内での役割を担う男性をロールモデルとして HP や広報誌等で紹介したり、キャンペーン等による意識醸成を進め、同様の行動の普及に努めます。	企画振興課 健康推進課

	・部活動、進路、就職先など、子どもの選択	
	肢が性別によって制限されることのない	
子どもの性別による悩みに対	よう、教育機関とも連携しながら、保護者	企画振興課
する情報提供・相談対応	と子ども自身への情報提供を行います。	学校教育課
	・学校等で、性別による悩みを抱える子ども	
	への相談に適切に対応します	
職場や地域活動におけるジェー・職場や地域活動において生じやすい		
ンダー平等に基づいた行動変	よる不均衡・不平等を解消するための、気	企画振興課
容の促し	づきと行動変容を促します。	
	・自治会や PTA など様々な地域活動の内容	
誰もが参加しやすい地域活動	や仕組みを改善し、誰もが参加しやすいも	総務課
の仕組みの改善に向けた啓発	のにするために、勉強会・研修・意見交換	企画振興課
	会などの機会を提供します。	

施策 2 教育における男女共同・ジェンダー平等の意識・行動の浸透



保育園から小中学校において、ジェンダー平等の教育を推進するとともに、保育士、教員、保護者 に向けた研修・啓発を行い、幼少期からの男女共同の意識・行動の浸透を図ります。

■実施する事業

事業	内容	担当課
児童・生徒に向けたジェンダ ー平等教育の推進	・子どもの成長に合わせた、ジェンダー平等のための理解促進につなげる教育カリキュラムの充実を図ります。・自分の生き方を自分で主体的に選べるようなキャリア教育や進路相談を実施します。	学校教育課
保育士や教員に向けた教育内 容や進学・就職等におけるジェンダー平等のための研修	・適切なジェンダー平等教育や、児童・生徒 からの相談等に対応できるように、保育士 や教員を対象とした研修を行います。	子ども未来課 学校教育課

施策 3 男女共同参画・ジェンダー平等の理念の浸透





性別によらず誰もがその生き方を尊重される社会をつくるための、男女共同参画やジェンダー平等 といった理念の浸透や理解促進を継続します。

事業	内容	担当課
理念の浸透に向けた講演会・ イベント等の実施	・人権や多様性に関する理念を学ぶための講演会やイベントを開催し、意識啓発に努めます。	企画振興課 文化スポーツ課

既存のイベントや集会などの 機会を活用した理念の浸透	・町内のお祭りや住民主体のイベント、集会などの機会を活かし、男女共同参画やジェンダー平等の理念を取り入れた発表・講演などを行い、幅広い住民への理念の浸透を図ります。	企画振興課
-------------------------------	--	-------

実践プロジェクト

1)位置づけ

- ・3 つの基本目標の達成のために地域を変えていくには、単に理念を伝えることに留まらず、町の暮らしで生じている不平等・不均衡の解消に向けた行動を起こすこと、またそこで困難を抱える人を助けることといった、実践的なアクションが求められています。
- ・求められているアクションには、セーフティネットの充実など行政が担うべきことがある一方、<u>家庭・職場・地域活動などで、民間/住民が主体となって進めていかなければならないことが数多くあります</u>。しかし現時点では、町でこうしたアクションを積極的に展開できる強い民間/住民の主体があるとはいえません。
- ・そこで本計画では、民間/住民が主体となり、町と協働しながら、男女共同参画に求められる具体的 なアクションを実践するためのプロジェクトを継続的に実施します。

2) 活動の仕組み

①活動主体

官民共同で継続的に男女共同参画の推進を検討してきた<u>「女性活躍井戸端会議」メンバーが核となり</u>つつ、必要に応じて住民、民間団体、地域活動団体、事業者等との協力・連携を図りながら活動します。

②プロジェクトの設計

これまでに把握されている町の課題や最新の社会情勢等を踏まえながら、①の<u>中核メンバーが中心と</u>なって、どのようなアクションに取り組むべきかを検討し、プロジェクトを設計します。

③町の支援と協働

町は、活動メンバーの招集や、様々な個人・主体との連携を促すためのコーディネート、プロジェクト設計のための検討の場の運営、広報宣伝や備品・設備等の提供などを行うことで、実践プロジェクトがスムーズに進むよう支援します。また、必要に応じて①と協働し、プロジェクトの実施主体としても活動します。

④自立的・継続的に活動できる主体の形成

実践プロジェクトを進めるメンバーおよび町は、プロジェクトを実行しながら、中長期的にこうした 活動を町で進めていくためのノウハウや必要な体制・制度等を検討します。その検討をもとに、これ から町で自立的・継続的に「男女共同参画」を推進できる官民協働の主体(地域団体・NPO等)の形 成を図ります。

3) 想定する活動内容

- ・「実践プロジェクト」は、3 つの基本目標のそれぞれにおいて「具体的な変化」を促すための活動を行います。
- ・以下に、現時点で想定される活動内容案を示します。 2) に示したとおり、具体的な活動内容は、こうした案も踏まえつつ、女性活躍井戸端会議を核としたメンバーが中心となって設計していきます。

●基本目標 I:誰もがともに活躍できる社会の仕組みづくりのためのプロジェクト

>方針

社会で活躍している/するために何らかの行動を起こしている女性を起点として、その動きを加速させ、「活躍する女性」の存在感を高めて、活力ある地域づくりにつなげます。

>リードプロジェクト

◆輝く女性交流プロジェクト(仮称)

- ・目 的: 積極的に仕事や地域活動を行っていたり、社会で活躍するスキルやネットワークをもっている女性同士の知識やアイデアから、新たなビジネスや社会活動を生み出したり、そうした動きをフラグシップにして町内でさらなる女性活躍の動きを引き出します。
- ・実施内容: 町が呼びかけるサロン形式の交流/アイデア交換会を定期的に開催し、参加者の 経験やスキルを活かし、やってみたいこと、解決したいことなどを話し合う。会 の様子や出たアイデアなどは広報や冊子等で積極的に町内に発信するとともに、 出た意見を行政や商工会等との連携で事業化し、実践につなげる。

>その他のプロジェクト案

- ◆子育て女性の仕事の継続や求職を支援する体制づくり
- ◆政治における女性割合増加のためのアンバサダー
- ◆誰もが働きやすいワークライフバランスを推進する企業の表彰制度

●基本目標Ⅱ:誰もが安全・安心に暮らせる環境づくりのためのプロジェクト

>方針

暮らしのなかで安全・安心が脅かされる立場にいるのはどのような人か、そうした人が困っていることや、必要とする支援・対策は何かについて、ジェンダー平等の視点で情報を持ち寄り、課題 把握や対策の検討を行います。このことで、知らず不利益を被っていたり、危機的状況にある人を 地域としてサポートできるようにします。

>リードプロジェクト

◆「ジェンダーフリー・サポーター」プロジェクト(仮称)

- ・目 的:特定の性別であることで、進学や就職、子育てや介護、ご近所づきあいなど、暮らしの中で困難を抱える人がいることを幅広い住民に伝え、ひとりひとりがそうした困難を助ける「サポーター」になる意識を醸成する。
- ・実施内容:「具体的にこういう立場で困っている人がいる」といったシチュエーションを寸劇 やアニメーション等で紹介する動画やポスター、パンフレット等を制作し、広く 住民向けに広報。匿名での「困り事」の募集等も行う。

>その他のプロジェクト案

- ◆出産・子育てについての悩みや困りごとの相談窓口の開設と広報
- ◆LINE などネットサービスを介した暮らしの困り事相談制度の運用
- ◆学校、民生委員、社会福祉協議会などによる貧困や暴力等に晒されている人の把握と共有

●基本目標Ⅲ:暮らしにおける男女共同・ジェンダー平等意識をもった行動の促進のためのプロジェクト

>方針

様々な世代や性別の住民同士のコミュニケーションの機会をつくることで、子どもから年配者までがジェンダー平等の考えや様々な生活スタイルを理解・共有できるようにし、世代・性別の間のギャップや意識の差の解消を目指します。

>リードプロジェクト

◆「みのわ学園祭」プロジェクト(仮称)

- ・目 的:幅広い世代が集まるイベントを開催することで、普段接点のない世代(性別)間 のコミュニケーションを促し、ジェンダー平等の意識を住民間で醸成する。
- ・実施内容: 箕輪町の全住民を対象として、創作や発表を行う学園祭に見立てたイベントを定期的に開催。ジェンダー平等をひとつのテーマに、絵画、書、歌、楽器、演劇など様々な発表・交流を行う。

>その他のプロジェクト案

- ◆誰でも参加しやすい自治会づくりを促す各地区キャラバンの勉強会
- ◆家庭での男女協働を促すアドバイザー
- ◆多様な生き方/価値観を学ぶ多世代参加イベント開催

4) 5か年におけるステップ

各年度、概ね3プロジェクト程度を実施し、メンバー育成・ノウハウ蓄積を進めながら、今後自立的・継続的に活動できる主体形成につなげていきます。

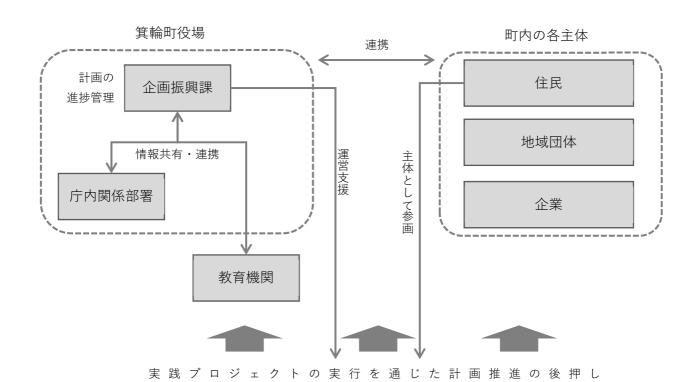
2023 年度 (令和 5)	2024 年度 (令和 6)	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)
中核的メンバーの	確保育成			
	ノウハウの蓄積・連携主体とのネットワークづくり			
		自立的主体の検討		
			自立的主体の形成	Ż

第5章 推進体制

本計画は、住民・地域団体・企業・教育機関・行政(町役場)がそれぞれ連携して推進します。

計画の進捗管理は町企画振興課が担い、庁内関係部署や教育機関との現状・課題等の共有、住民・地域団体・企業との連携を推し進めます。

また、住民が主体として参画し、町役場の運営支援によって活動する「男女共同参画推進協議会」および「箕輪町女性活躍井戸端会議」が中心となって、具体的な変化を促すための「実践プロジェクト」を実行し、計画推進を後押しします。



男女共同参画推進協議会 女性活躍井戸端会議

資料編

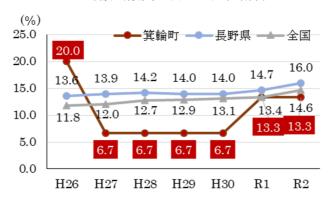
1. 箕輪町の男女共同参画の現状と課題

(1) 意思決定の場における女性割合

■意思決定の場における女性割合が低い状況が続いています

・町議会議員の女性割合はここ数年全国および長野県平均を下回っています。町審議会等委員の女性割合では、長野県平均を上回ることもありますが、それでも全国平均より低い水準で推移しています。町内の自治会長の女性割合では、長らく0の状態が続いている状況です。意思決定の場での女性の参画が進んでいないのが実情といえます。

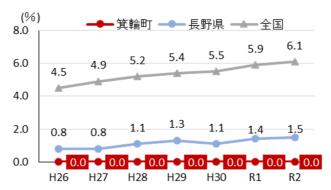
<町議会議員に占める女性割合>



<町審議会等委員に占める女性割合>



<自治会長に占める女性割合>

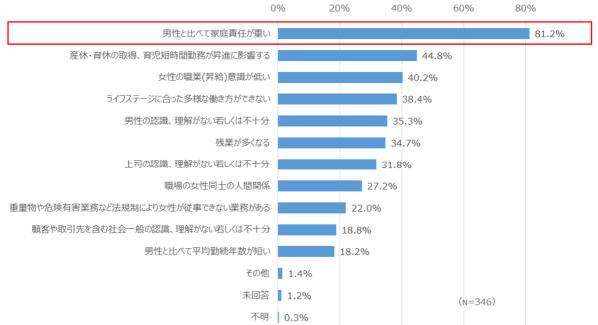


(2) 住民意識にみられる性別ごとの偏り

■家庭や仕事における男女の役割や待遇等に、依然偏りがあります

・住民アンケートによれば、女性が会社で活躍することを阻害するものとして、「男性と比べて家庭責任が重い」という意見が多く(同設問の回答者中 81.2%)、次いで「産休・育休の取得、育児短時間勤務が昇進に影響する」という意見があるなど(44.8%)、家庭での役割と仕事を取り巻く環境に性別による差が依然残っているとみられます。

<女性が会社で活躍するために阻害となっているものは何か(複数回答)>



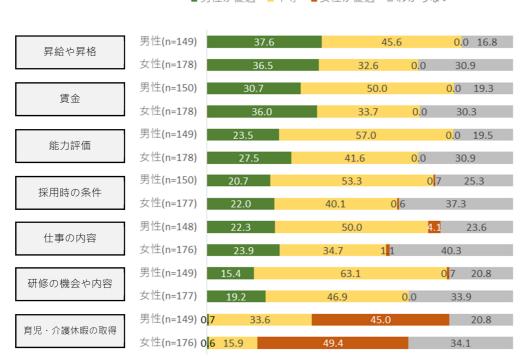
出典:令和3年度「箕輪町女性の働き方 女性従業員アンケート調査」

・女性が働き続けることの妨げになるものとしては「子育て」「家事」「介護」といった家庭内の役割 についての意見が多く、さらに「家庭内での意識|「社会保障|「職場環境| それぞれで問題がある とする意見があげられています。また「家族の協力が得られない」では男女の差が 11.4 ポイントと 大きく、家庭における男女間の問題意識の差が大きいことが示唆されています。



<女性が働き続けることの妨げになっているものは何か(複数回答)>

・職場での待遇条件は、多くの場面で「男性が優遇|という意見があり、その割合が最も高いのは「昇 給や昇格」で男性回答者 37.6%、女性回答者 36.5%となっています。一方で育児・介護休暇の取得 においては「女性が優遇」の回答が男性回答 45.0%、女性回答 49.4%と半数近くになっています。

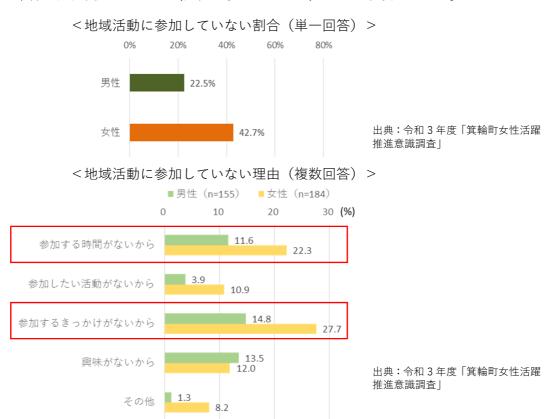


<職場での男女平等の状況(単一回答)> ■男性が優遇 ■平等 ■女性が優遇 ■わからない

出典:令和3年度「箕輪町女性活躍推進意識調査」

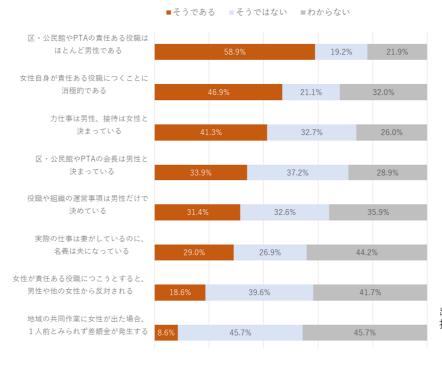
■地域活動へ女性が参加しにくい状況があるとみられます

・地域活動に「参加していない」割合は、男性が 22.5%、女性が 42.7%となっており、男女の差は 20.2 ポイントと倍近くになっています。参加していない理由としては、「時間がない」「きっかけがない」で女性の回答割合が高く(それぞれ 10.7 ポイント、12.9 ポイント)、暮らしの中で地域活動に参加できる環境や条件に男女間で差がある(女性が参加しにくい)ことが示唆されます。



・地域活動の方針決定の状況をみると、「役職がほとんど男性である」(そうである割合:58.9%)を はじめ、男性に比べて女性が参画できていない状況が多くあるとみられます。

<地域活動(自治会、PTA等)の方針決定における女性参画の状況(単一回答>



出典:令和3年度「箕輪町女性活躍 推進意識調査」

(3) これから変わる必要のあること

■政治、仕事、家庭、地域活動など、個々の場面で変わる必要のあることが多々あると考えられます

・住民アンケートや女性活躍井戸端会議の意見では、男女共同参画への理解が浸透したとしても、実際の暮らしにおける行動や仕組みを変えることが難しいという意見が多く出ています。

<男女共同参画の理解が浸透したとしても、変えることが難しいこと>

住民アンケ	・働きながら家事や子育てをすることが難しい状況では男女共同参画は難しい。
一トでの意	・地域活動は仕事量が多すぎ、家事や子育てをやりながらではとてもできない。
_	・男女共同参画を一部の「意識の高い人」だけで進めようとしても、暮らしの中の
見	慣習は変わらないように思える。
	・女性が管理職を断る理由は「仕事と家庭の両立が困難」であり、問題は家庭の負
女性活躍井	担が重いこと。意識だけの問題ではない。
戸端会議で	・町の地域活動が、そもそも女性が入りやすい仕組みや環境になっていない。
の意見	・井戸端会議で意識の高まりは感じるが、それだけでは地域を変える具体的活動に
	なかなかつながらない。

出典:令和3年度「箕輪町女性活躍推進意識調査」自由記述及び令和3年度女性活躍井戸端会議実施記録をもとに再構成

・こうした状況を踏まえ、女性活躍井戸端会議ではこれから箕輪町が変わるべきところやそのための アプローチ方法について議論を重ね、以下のように今後の展望を整理しています。

<これから箕輪町が変わるべきところ>

	変わるべきところ	考えられるアプローチ方法
政治において	・町議会議員の男女比や年齢層の偏り を是正する	・目標設定、広報啓発
仕事において	・労働時間をできるだけ抑制し、家庭での時間を割きやすくする・仕事における評価軸や働き方(育休の取り方等)の男女差をなくす	・具体的な働き方、ロールモデル等の周知・啓発(評価軸の見直し) ・保障制度の充実・周知 (生きること、子育てや介護などのセーフティネットの適用)
家庭において	・家事、子育て、介護を含む様々な役割は、家族ひとりひとりが主体的に担う	・ひとりひとりの自立(頼らずにできることを増やす)・相互の抱える仕事や家事などの共有(コミュニケーションの促進)
地域活動において	・誰もが(家事や子育てなどをしながらでも)参加しやすい形にする ・役員や活動を主導する立場における 男女比や年齢層の偏りを是正する	・活動内容の見直し(多くのひとが参加 しやすい仕組みづくり) ・役員等の適切な選任ルールの設定

出典:令和4年度女性活躍井戸端会議実施記録をもとに主な結論を抽出

2. 用語解説

男女共同参画の理念に関連する用語を解説します。

用語	解説		
7.47.43.44.7	無意識での思い込み、偏見、偏ったものの見方のこと。「お茶は女性がつぐもの		
アンコンシャス・ バイアス	だ」「家は男性が継ぐものだ」など、無意識の思い込みがあることが、本人が自		
	覚しなくとも差別的な言動をとる要因になるとされる。		
	子が1歳(一定の場合は、最長で2歳)に達するまで(父母ともに育児休業を取		
育児休業	得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間の1年間<パパ・ママ育休プラ		
	ス>)、申出により取得できるもの。		
/ h + i ¬	職場の部下やスタッフのワークライフバランス (仕事と生活の両立) に配慮しな		
イクボス 	がら、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)のこと。		
イクボス・温かボ	企業、団体、教育機関、NPO、行政等の事業者、管理職等が従業員や部下の仕事		
	と子育て・介護の両立支援を「イクボス・温かボス宣言」として宣言し、職場に		
ス宣言	おけるワーク・ライフ・バランスや多様な働き方の推進等に取り組むもの。		
	レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛		
LGBTQ	者)、トランスジェンダー(性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる		
(エルジービーテ	人)、クイア/クエスチョニング(性のあり方について特定の枠に属さない人、		
ィーキュー)	わからない人)の頭文字をとった言葉。様々な性的マイノリティ(性的少数者)		
	を表す総称として使われる。		
SDGs	2015年9月25日に国連総会で採択された、持続可能な開発のための17の国際		
3003	目標。Sustainable Development Goals、略称。		
	子どもたちが将来、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしく生きてい		
キャリア教育	けるよう、一人ひとりの基礎能力を発達させ、社会的・職業的な自立を促す教育		
	のこと。		
 合計特殊出生率	15~49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢		
口可仍然田工干	別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。		
産後パパ育休(出	子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得できる。		
生児育児休業)	労使協定を締結した場合は、労働者が合意した範囲で休業中の就業も可能。		
ジェンダー	生まれもった性別をセックスと呼ぶのに対して、性別に基づいて社会的・文化的		
7 1 7 7	に要求される役割などの性別のこと。		
ジェンダー・ギャ	経済・教育・政治参加などの分野で世界各国の男女間の不均衡を示す指標。		
ップ指数			
	多様性、相違点、多種多様性といった意味を持つ言葉。性別や国籍、年齢など、		
ダイバーシティ	個性の違いを積極的に肯定・尊重し、様々な社会活動の機会や待遇を均等にする		
	という理念に基づく。		
Į			

用語	解説
	勤労形態の一種で、情報通信技術を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に
 テレワーク	働く形態をいう。「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語。在宅
	勤務、モバイルワーク、リモートワーク、フレキシブルワークプレイスとも呼ば
	れる。
D V (ディーブ	ドメスティック・バイオレンス(家庭内暴力)の略称。家族の間で行われる身体
1)	的又は精神的虐待行為に加え、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあっ
1)	た者から振るわれる暴力」という意味も含む。
	特定、不特定多数を問わず、他者に対し不愉快な気持ちにさせることや、実質的
	な損害を与えるなど、不快感を与える行為の一般的な総称。職場などでの性的な
ハラスメント	ことばや行為を指す「セクシュアル・ハラスメント」、妊娠・出産を理由に雇用
	を止められたり職場に居づらい立場におかれる「マタニティ・ハラスメント」な
	どがある。
	社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人々に対して、一定の範囲で
ポジティブ・	特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現するため、目標
アクション	数値を決め、その数値に達するよう、個々の企業等が行う自主的かつ積極的な取
	組みのこと。
マイノリティ	「 少な いこと」、「 少数派 」という意味。 社会的に少数派と位置付けられる
(1/////	人々(マイノリティグループ)を指す意味で用いられることが多い。
リプロダクティ	人が生涯にわたって差別と強制と暴力を受けることなく、性と生殖に関して身
ブ・ヘルス/ライ	体的、精神的、社会的に良質な健康環境にあることをリプロダクティブ・ヘルス
ツ	といい、またその状態を享受する権利をリプロダクティブ・ライツという。
	自分にとって、具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと
ロールモデル	
ワークライフ	やりがいや充実感を感じながら「仕事」をするとともに、育児や介護、趣味や学
バランス	習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充
	実させる働き方・生き方のこと。

3. 男女共同参画の歩み

年	世界	国	長野県	箕輪町
1975 (昭和 50)	「国際婦人年」と定める国際婦人年世界会議(メキシコシティ)開催 「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推 進本部」設置		箕輪町婦人団体連絡協議会 設置
1977 (昭和 52)		「国内行動計画」策定	「婦人問題協議 会」設置	
1978 (昭和 53)			「婦人問題県民会議」設立	
1979 (昭和 54)	「女子差別撤廃条約」採択			
1980 (昭和 55)	「国連婦人の 10 年中間世界会議(コペンハーゲン)」開催		「婦人行動計画」策定	
1981 (昭和 56)	ILO156 号条約(家族的責任条約)採択	「国内行動計画後 期重点目標」策定	社会部青少年家 庭課に「婦人室」設置	
1984 (昭和 59)			 「婦人総合センター」設置 	
	「国連婦人の 10 年世界会議 (ナイロビ)」開催 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均 等法」改正「女子差別撤廃条 約」批准		
1986 (昭和 61)			「新婦人行動計 画」策定	
1987 (昭和 62)		「西暦 2000 年に向けての新国 内行動計画」策定		
1991 (平成 3)		「西暦 2000 年に向けての新国内 行動計画(第一次改定)」策定 「育児休業法」公布	「さわやか信州女性プラン (第3次婦人行動計画)」策 定	
1992 (平成 4)			「女性室」「女性総合センター」 「女性行政推進協議会」など 「婦人」を「女性」に名称変更	
1993 (平成 5)	「世界人権会議(ウィーン)」開催	「パートタイム労 働法」公布		
1994 (平成 6)	「国際人口開発会議(カイロ)」開催	「男女共同参画 室」設置		
1995 (平成 7)	「第4回世界女性会議(北京)」 開催 「北京宣言及び行動網領」採択	「育児休業法」改正(介護休業 制度の法制化)		
1996 (平成 8)		「男女共同参画 2000 年プラン」 策定	「信州女性プラン 21」(第四次女性行動計画»策定「地域女性コ5ュニケーター」設置	
1997 (平成 9)		「男女雇用機会均 等法」改正「介護保険法」公布	「女性課」設置	女性プラン策定委員会設置 女性問題意識調査

年	世界	国	長野県	箕輪町
1997 (平成 9)		「男女雇用機会均 等法」改正 「介護保険法」公布	「女性課」設置	女性プラン策定委員会設置 女性問題意識調査
1998 (平成 10)		男女共同参画審議会が「男女 共同参画社会基本法について」 答申		
1999 (平成 11)		「男女共同参画社会基本法」公 布·施行		みのわ女性プラン策定
	国連特別総会「女性 2000 年会 議(ニューヨーク)」開催	「男女共同参画基本計画」策定	「女性センター」の愛称を "あいとぴあ"に決定	箕輪町男女共同参画推進協 議会設置
2001 (平成 13)		里女工同参 196	「パートナーシップながの 21(長野県男女共同参画 基本計画>」策定	
2003 (平成 15)		「少子化社会対策大綱」策定		
2004 (平成 16)		「DV 防止法」改正・施行 「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護のための施策に 関する基本的な方針」策定		パートナーシップみのわ発足
(亚成 17)	全 : 通称 1/0 + 1 () # 皮肉降	「第 2 次男女共同 参画基本計 画」策定		箕輪町男女共同参画プラン策 定委員会設置 箕輪町男女共同参画プラン 「共に活き活き」策定
	「第 1 回東アジア男女共同参画 担当大臣会合(東京)」開催		「第 2 次長野県男女共同 参画基本計画」策定	男女共同参画啓発 カルタ作成
2007 (平成 19)		「仕事と生活の調 和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進の ための行動指針」策定「DV防止法」改正		
2008 (平成 20)		「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護のための施策に 関する基本的な方針」改定 「次世代育成支援対策推進法」 改正		
2009 (平成 21)		「育児·介護休業法」改正(平成 22 年施行)		箕輪町男女共同参画プラン策 定委員会設置
(W EV 77)	第 54 回国連婦人の地 位委員会、通称「北京 + 15」世界閣僚 級会合 (ニューヨーク)開催	「第 3 次男女共同 参画基本計 画」策定		箕輪町男女共同参画プラン 「第2次共に活き活き」策定
2011	UNWoman(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機)正式発足		「第 3 次長野県男女共同 参画基本計画」策定	「箕輪町男女共同参画条例」 施行
2012 (平成 24)		「女性の活躍推進による経済活 性化行動計画」策定		箕輪町男女共同参画プラン策 定委員会設置
2013 (平成 25)		「配偶者からの暴 力の防止及 び被害者の保護に関する法律」 一部改正		男女共同参画推進意識調査 「箕輪町男女共同 参画計画」 策定

年	世界	国	長野県	箕輪町
2014 (平成 26)	第 58 回国連婦人会の地位会員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議室採択	「女性活躍推進に向けた公共通 達及び補助金の活用に関する 取組指針」決定 「次世代育成支援対策推進法」 改正		
2015 (平成 27)	第 59 回国連婦人の地位委員会、通称「北京+20」記念会合(ニューヨーク)開催 「持続可能な開発のための2030 アジェンダ(SDGs)」採択(国連)	「女性活躍推進法」制定 「男女共同参画基本計画(第 4		女性団体連絡協議会解散 男女共同参画啓発 DVD 作成
2016 (平成 28)		「女性の活躍推進のための開発 戦略」策定 「男女雇用機会均 等法」一部 改正 「育児・介護休業 法」一部改正 「SDGs 推進本部」設置及び 「SDGs 実施指針策定」		
2017 (平成 29)		「配偶者からの暴力力の防止及び被害者の保護に関する法律」 の一部改正 「育児・介護休業法」改正・施行 「働き方改革実行計画」策定 「子育て安心プラン」策定		「女性活躍推進意識アンケート」 「女性の働き方アンケート」実施 「輝く女性フェスティバル」開催 パートナーシップみのわ解散・女性 活躍井戸端会議発足
2018 (平成 30)		「政治分野における男女共同参 画の推進に関する法律」公布・ 施行		「第 2 次箕輪町男女共同参画 計画」策定 「若者・女性活躍推進係」設置 「イクボス・温かボス」宣言
2019 (令和 1)		「女性活躍推進法」の一部改正 (令和2年、令和4年施行) 「SDGs 実施指針」改定 「育児・介護休業法」の改正 (令和3年施行)		女性就業相談窓口開設 「MINOWA さんかくフェスタ」開 催
2020 (令和 2)		「第 5 次男女共同 参画基本計 画」策定 「新子育て安心プラン」策定		
2021 (令和 3)			「第 5 次長野県 男女共同 参画基本計画」策定	「女性の働き方アンケート」実施 申請書等性別欄見直し
(令和 4)				女性活躍井戸端会議模擬議会開催
2023 (令和 5)				「第 3 次箕輪町男女共同参画 計画」策定

4. 策定までの経過

本計画は、以下の検討を通じて策定されました。

年月日	内容	
令和3年8月	•箕輪町女性活躍推進意識調査アンケート	
7/113年6月	•箕輪町女性の働き方•女性従業員アンケート	
令和4年5月19日	第1回女性活躍井戸端会議(男女共同参画推進会議)	
令和 4 年 6 月 20 日	第2回女性活躍井戸端会議(男女共同参画推進会議)	
令和 4 年 7 月 15 日	第3回女性活躍井戸端会議(男女共同参画推進会議)	
令和 4 年 8 月 24 日	第4回女性活躍井戸端会議(男女共同参画推進会議)	
令和 4 年 9 月 21 日	第5回女性活躍井戸端会議(男女共同参画推進会議)	
令和 4 年 10 月 4 日	第1回男女共同参画推進協議会	
令和 4 年 11 月 14 日	第6回女性活躍井戸端会議(男女共同参画推進会議)	
令和 4 年 12 月 7 日	第7回女性活躍井戸端会議(男女共同参画推進会議)	
令和5年1月17日~	パブリックコメントの実施	
令和5年2月14日		
令和 5 年 1 月 25 日	第2回男女共同参画推進協議会	
刊作3年1万25日	•第3次箕輪町男女共同参画計画 諮問	
令和5年2月7日 第8回女性活躍井戸端会議(男女共同参画推進会議)		
令和5年2月15日	第 3 回男女共同参画推進協議会	
令和5年2月22日	第 3 次箕輪町男女共同参画計画 答申	

5. 策定に係る協議会・会議の名簿

■箕輪町男女共同参画推進協議会名簿

任期: 2022 年(令和 4 年)4 月 1 日~2024 年(令和 6 年)3 月 31 日

職名	氏名	備考
委員長	漆戸 智美	女性活躍井戸端会議委員
副委員長	松田 篤	町区長会
委員	寺平 秀行	町議会 福祉文教常任委員長
委員	道端 悦子	町人権擁護委員
委員	有賀 早苗	町民生児童委員会委員
 委員	春日 初	町農業委員会委員
委員	井上博司	女性活躍井戸端会議委員
委員	正木 愛子	町小中学校連合PTA中学校副会長
委員	岡恵利子	町小中学校連合PTA中学校副会長
委員	中澤 暁子	町保育園保護者会 会長

■箕輪町女性活躍井戸端会議委員名簿

任期: 2021年(令和3年)4月1日~2023年(令和5年)3月31日

職名	氏名	備考
リーダー	柴 茜	
サブリーダー	小口 智世	
委 員	井上 博司	
委 員	今井 恵里	
委 員	浦野 朱美	
委 員	浦野香緒里	
委 員	漆戸 智美	
委 員	大澤あまな	
委 員	大槻 玲	
委 員	荻原 弥生	
委 員	小幡 直久	
委 員	釜屋 美春	
委 員	北澤 順子	
委 員	小林ふさ子	
委 員	須藤 光香	商工会
委 員	竹内 一真	商工会
委員	山口 弘司	政策調整担当課長
委員	千村 直成	政策調整担当課長(R4 年度~)
委員	小野 智弘	総務課 防災担当
委 員	北條 治美	福祉課 DV・女性保護担当
委 員	小林美奈子	子ども未来課(R3 年度)
委 員	柴 幸	子ども未来課(R4 年度)
委 員	高嶋 健児	健康推進課
委 員	丸山 敦	商工観光課
委 員	三村 知那	学校教育課
事務局	毛利 岳夫	企画振興課長(R3 年度)
事務局	唐澤 勝浩	企画振興課長(R4 年度)
事務局	清水ちふ美	若者・女性活躍推進係長
事務局	中野 友美	女性活躍推進コーディネーター

6. 関連法令等

■男女共同参画社会基本法 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

目次

前文

第一章 総則(第一条一第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条一第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条一第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある 社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに 国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する ことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、 男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による 差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女 の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。 (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

- 第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。 (国際的協調)
- 第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。 以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準 じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有 する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制トの措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
 - 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければ ならない。
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推 進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。) を定めなければならない。
 - 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、 及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の 形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差 別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合におけ る被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究 その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成 の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
 - 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
 - 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の 残任期間とする。
 - 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求める

ことができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(以下略)

■長野県男女共同参画社会づくり条例 (平成14年12月26日公布)

改正 平成19年7月17日条例第35号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第13条)

第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の推進

第1節 男女共同参画計画等(第14条—第17条)

第2節 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策等(第18条一第26条)

第3節 苦情の処理等(第27条・第28条)

第3章 長野県男女共同参画推進指導委員(第29条—第32条)

第4章 長野県男女共同参画審議会(第33条—第38条)

第5章 補則(第39条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、女子差別撤廃条約の採択な ど国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきた。

こうした国際社会や国内の動向を踏まえつつ、女性就業率が高く、女性が農業等の産業における重要 な担い手になっている長野県においても、男女共同参画計画の策定を始めとした諸施策を実施してきた。

しかしながら、依然として性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く残っており、そのことによる 社会のさまざまな場面での男女間の不平等や暴力などの問題が存在し、真に男女平等な社会の実現には 至っていない状況にある。

こうした中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくためにも、緊急かつ重要な課題となっている。

このような認識に基づき、県民一人ひとりが、性別によって制約されることなく、よりのびやかに暮らせる長野県を、県と県民と事業者が協働して築くことを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の 責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の基本となる事項を定め ることにより、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「男女共同参画社会づくり」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善する上で適切な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。 (男女の人権の尊重)
- 第3条 男女共同参画社会づくりは、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること等男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。 (生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重)
- 第4条 男女共同参画社会づくりは、生涯にわたる性並びに妊娠及び出産を含む生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第5条 男女共同参画社会づくりに当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における自由 な活動の選択を阻害することのないよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第6条 男女共同参画社会づくりは、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第7条 男女共同参画社会づくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職業生活における活動その他の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際社会の動向を踏まえた取組)

- 第8条 男女共同参画社会づくりの促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会づくりは、国際社会の動向を踏まえながら推進されなければならない。 (県の責務)
- 第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会づくりに関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以

下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、県民、事業者及び市町村等と協働するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第10条 県民は、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促 進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

- 第12条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、直接的であるか間接的であるかを問わず、 性別を理由として差別的な取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をしてはならない。
- 3 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアルハラスメント(性的な言動により 個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える 行為をいう。第25条第1項第3号において同じ。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

- 第13条 何人も、公共の場所又は公共交通機関を利用する不特定多数の者に対して表示する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。
 - (1) 性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現
 - (2) みだりに女性の身体を強調する等の過度の性的な表現
- 第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の推進
- 第1節 男女共同参画計画等

(男女共同参画計画)

- 第14条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めようとするときは、県民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県男女共同参画審議会の意見を聴かなくてはならない。
- 2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 県は、男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会づくりに配慮するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、男女共同参画社会づくりを促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表等)

- 第17条 知事は、毎年、県が講じた男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の実施状況及び男女共同参画社会づくりの推進状況について、その概要を公表しなければならない。
- 2 県は、男女共同参画社会づくりの推進状況を勘案し、県の施策等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 第2節 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策等

(広報活動の充実)

第18条 県は、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるため、男女共同参画社会づくりに関する広報活動の充実その他の措置を講ずるものとする。

(教育活動等による意識の醸成)

第19条 県は、男女共同参画社会づくりについて教育の果たす役割の重要性にかんがみ、学校教育その他のあらゆる教育活動及び学習活動により、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立支援)

第20条 県は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるように必要な支援を行うよう努めるものとする。

(自営業における環境整備)

第21条 県は、自営の農林業、商工業等に従事する女性が、正当な評価のもとに、その主体性をいかし、 その能力を十分に発揮して、対等な立場で方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるための環 境整備に努めるものとする。

(調査研究の推進)

- 第22条 県は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。
- 2 知事は、前項の調査研究において必要があると認める場合は、事業者の協力を得た上でその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第23条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画社会づくりの促進に関する活動並びに市町村が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置等)

第24条 県は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を実施し、並びに県民及び事業者による男女共同参画社会づくりに関する活動を支援するための総合的な拠点施設を設置するとともに、全県にわたり男女共同参画社会づくりを推進する体制を整備して、これら施策の充実を図るものとする。

(県の職場における環境整備等)

- 第25条 県は、県の職員が勤務する職場において、次に掲げる取組を行うものとする。
 - (1) 性別による固定的な役割分担意識を払しょくするための取組
 - (2) 男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うための支援
 - (3) セクシュアルハラスメントその他の男女共同参画社会づくりを阻害する要因による人権侵害のない環境の整備
- 2 県は、県の職員について、女性の登用を促進し、及び職域を拡大するための総合的な取組を推進するものとする。

(附属機関の委員等の構成)

第26条 県は、附属機関の委員等について、できる限り男女の数が均衡した構成とするよう努めるものとする。

第3節 苦情の処理等

(苦情の申出等)

- 第27条 県民及び県内に事務所又は事業所を有する事業者は、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策若しくは男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合又は男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合は、知事に対し、その旨を申し出ることができる。
- 2 知事は、前項の申出を受けた場合において必要があると認めるときは、関係する他の県の機関に対し、当該申出に対する対応を求めることができる。
- 3 知事及び前項の規定により対応を求められた関係機関は、第1項の申出に対し、男女共同参画社会づくり の推進に資するよう、迅速かつ適切に対応するものとする。
- 4 知事及び前項の関係機関は、第1項の申出が男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合についてのものであるときは、その関係者に対して、協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望その他の行為を行うことができる。

(不服の申出)

- 第28条 前条第1項の申出を行った者で、同条第3項及び第4項の対応等に対して不服があるものは、長野県 男女共同参画推進指導委員に対し、書面により、その旨を申し出ることができる。
- 2 長野県男女共同参画推進指導委員は、前項の申出を受けた場合においては、別に定めるものを除き、その内容を審査し、申出者に対しその結果及び理由を書面により通知しなければならない。
- 3 長野県男女共同参画推進指導委員は、第1項の申出が男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合についてのものであるときは、その関係者に対して、協力を得た上で資料の提出及び説明を求めることができる。
- 4 長野県男女共同参画推進指導委員は、第2項の審査の結果必要があると認めるときは、関係する県の機関に対し、是正若しくは改善の措置を講じ、又は前項の関係者に対する助言、是正の要望その他の行為を行うよう勧告することができる。
- 5 長野県男女共同参画推進指導委員は、前項の勧告をした場合において、必要があると認めるときは、別に 定めるところにより、当該勧告の内容を公表することができる。
- 6 関係する県の機関は、第4項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

第3章 長野県男女共同参画推進指導委員

(設置)

第29条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、長野県男女共同参画推進 指導委員(以下「指導委員」という。)を設置する。

(定数等)

- 第30条 指導委員の定数は、3人とする。
- 2 指導委員は、男女共同参画社会づくりに関し識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第31条 指導委員の任期は、2年とする。

(合議による勧告等の決定)

第32条 第28条第4項の規定による勧告及び同条第5項の規定による公表の決定は、指導委員の合議によるものとする。

第4章 長野県男女共同参画審議会

(設置)

第33条 男女共同参画社会づくりに関する重要事項を調査審議するため、長野県男女共同参画審議会 (以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

- 第34条 審議会は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。
 - (1) 男女共同参画計画の策定に関する事項
 - (2) 県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に関する事項
 - (3) 男女共同参画社会づくりの推進状況に関する事項
 - (4) その他男女共同参画社会づくりに関する重要事項
- 2 審議会は、前項第2号に規定する施策の実施状況について調査審議し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

- 第35条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員は、男女共同参画社会づくりに関し識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第36条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長)

- 第37条 審議会に会長を置き、委員が互選する。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第38条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。

第5章 補則

(補則)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2章第3節、第3章、第4章、附則第3項及び附 則第4項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(以下略)

■箕輪町男女共同参画推進条例 (平成 23 年 9 月 21 日条例第 18 号)

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって本町における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、個性と能力を十分に発揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、 男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。
- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識から生じた社会における制度又は慣行を改善するとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、町における政策又はその他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について対等な役割を果たすとともに、職業生活等社会的活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 男女が互いの性を尊重し、それぞれの身体的な特徴に理解を深めることにより、生涯にわたり心身ともに健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向に配慮すること。

(町の責務)

- 第4条 町は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施するものとする。
- 2 町は、男女共同参画の推進に当たっては、町民、事業者及び教育関係者(以下「町民等」という。) と協働するよう努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において

男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 町民は、基本理念にのっとり、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる職場環境を整備するとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、職業生活と家庭生活を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、教育が男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を踏まえ、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

- 第8条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる性別による人権侵害行為を行ってはならない。
- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント (相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与え、又は相手方の生活環境を害する行為をいう。)
- (3) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。) (情報の表示に関する配慮)
- 第9条 何人も、公衆に表示する情報において、次に掲げる表現を行わないよう配慮しなければならない。
- (1) 性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力を助長し、又は連想させる表現
- (2) 過度の性的表現

(男女共同参画計画)

- 第10条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため男女共同参画の 推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、町民等の意見が反映されるよう努めるとともに、 箕輪町男女共同参画推進会議の意見を聴くものとする。
- 4 町長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなくてはならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定に当たっての配慮)

- 第11条 町は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。 (財政上の措置等)
- 第12条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置等を講じるよう 努めるものとする。

(広報啓発活動等)

第13条 町は、男女共同参画の推進について町民等の理解を深めるため、情報の提供、広報啓発活動の

充実その他の必要な措置を講じるものとする。

(教育及び学習の機会の充実)

第14条 町は、男女共同参画に対する関心と理解を深めるため、学校教育、社会教育その他のあらゆる 分野の教育における男女共同参画に関する教育及び学習の機会の充実に努めるものとする。

(家庭生活と他の活動との両立支援)

第15条 町は、男女が共に育児、介護、家事等の家庭生活と職業生活、社会生活その他の活動とを両立することができるよう必要な支援を行うよう努めるものとする。

(町民等の活動に対する支援)

第16条 町は、町民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、情報の提供、研修機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(積極的改善措置)

- 第17条 町は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会において男女間に格差が生じている場合、町民等と協力し、積極的改善措置を講じるよう努めるものとする。
- 2 町は、附属機関の委員等の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講じることにより、男女の委員等の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(苦情及び相談への対応)

- 第18条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、町民等からの苦情の申出があったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速な措置を講じるものとする。
- 2 町長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められる人権侵害に関し、町民等から相談の申出があったときは、関係機関と協力し、適切な措置を講じるものとする。
- 3 町長は、必要があると認めるときは、前2項の規定による申出に対応するため、箕輪町男女共同参 画推進協議会の意見を聴くことができる。

(推進体制の整備等)

第19条 町は、男女共同参画推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、推進体制を整備するものとする。

(男女共同参画推進協議会)

第20条 町は、男女共同参画に関する基本的かつ重要事項を調査審議及び推進するため、箕輪町男女共 同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の任務)

- 第21条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、町長に意見を述べることができる。
- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 男女共同参画施策の実施及び推進に関する事項
- (3) 前2項に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項
- 2 協議会は、町民等の意見及び要望を反映させ、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(協議会の組織)

- 第22条 協議会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の3未満であってはならない。
- 3 委員は、次に掲げる者のうち町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による者

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)

第24条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要事項は、町長が別に定める。 附 則

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(箕輪町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 箕輪町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年箕輪町条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)